



平成27年度

第2回 栄区制30周年記念事業実行委員会 次第

日時：平成27年6月24日（水）10:00～11:00

場所：栄区役所新館4階 8・9号会議室

1 議事

- (1) 栄区制30周年記念ロゴマークについて
- (2) 栄区制30周年記念事業計画（案）について
- (3) 栄区制30周年賑わい部会の設置について
- (4) プレイベントの盛り上げについて（ご依頼）
- (5) 栄区制30周年記念事業実行委員会規約改正について
- (6) その他

◎次回の平成27年度第4回栄区制30周年記念事業実行委員会は、7月17日（金）14時30分から開催予定です。

栄区制 30 周年記念ロゴマークについて

今年 10 月に当記念事業のオープニングを迎えるにあたり、地域の様々なイベントに栄区制 30 周年プレイベントとして「栄区制 30 周年記念」の名称をご使用いただき、ありがとうございます。

皆様におかれましては、引き続き栄区が来年区制 30 周年を迎えることを広く区民の皆様にご存知いただくため、ロゴマークなどのご使用による周知と地域の盛上げにご協力をお願いいたします。

ロゴマークの使用について

この度、栄区制 30 周年記念ロゴマークが完成いたしました。ロゴマークにつきましても、皆さまの積極的な使用をお願い申し上げます。

【ロゴマークの取得方法】 ((1)または(2)のいずれか)

※ ロゴマーク使用にあたっては、届出は不要です。

(1) 栄区役所ホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/>) 上からダウンロードします。

(2) 栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局（栄区役所総務課）で CD-R にてデータを受取ります。

※ 使用にあたっては、「栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱」及び「栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」をお読みください。

栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 平成 27 年 6 月 24 日
栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栄区制 30 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、栄区制 30 周年を祝い、盛り上げ、栄区全体の一体感を創出するために使用する。

(使用できる者)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 栄区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を栄区が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局長が認めるとき。

(使用期間)

第 4 条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(商品等への使用)

第5条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に栄区制30周年記念事業実行委員会事務局に相談することとする。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークを使用する者が、ガイドラインを遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局長は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン

平成 27 年 6 月 24 日

栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局

1 縦横比

サイズの拡大・縮小は差し支えないが、縦横の比率は変更しないこと。

2 最小サイズ

横径 15 ミリ以上であること。

3 配色

配色は変更しないものとし、次の色を使用する（図 1 のとおり）。

・基本色部分 C=43 M=53 Y=88 K=0

・ハート部分 M=100

・キャッチコピー C=100

ただし、白黒印刷（またはコピー）で使用する場合は、黒色の配色でも差し支えないものとする（図 2 のとおり）。

・基本色部分 K=100

・ハート部分 K=50

なお、一色または二色刷りといった色数が限られる使用については、個別に相談に応じるものとする。



(図 1)



(図 2)

4 ロゴマークの一部分のみを使用し、またはロゴマークを変形し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

5 ロゴマークに吹き出し、効果線、効果色といった装飾を施して使用しないこと。

(案)

栄区制30周年記念事業計画

平成27年6月

1 基本方針

1 基本理念

栄の未来へ ～ 30周年をともに喜び、希望の種をまきましょう!!

平成28年11月3日 栄区制30周年

この大きな節目において、豊かな自然の恵みや栄の歴史に思いを馳せ、その礎を築いてこられた先人たちに感謝をするとともに、記念事業を通じて、世代や地域を越え、喜びの輪を広げましょう。

心豊かで、温かなまちにつなげましょう。

そして、さかえっ子たちが輝かしい未来に向けて歩みを進める出発点となるよう、希望の種をまきましょう。

2 テーマ

「感謝・つながり・夢」をキーワードに、「区民の皆さまお一人おひとりが過ごしてきた30年の軌跡」、「栄区生誕から30歳までの成長」と「30歳からの巣立ち」を重ね合わせ、500日間で表現します。

「感謝」

歴史を振り返り、豊かな自然や先人たちへの感謝をあらわす。

「つながり」

区内で活動する多くの皆さまが絆を深め、さらなる一体感を醸成する。

「夢」

次代を担う子どもたちの夢や希望を育む。

3 事業期間

事業期間は、オープニングイベント（平成27年10月3日）から、クロージングイベント（平成29年3月）までの500日間とし、3ステージに分けて展開します。

（1）ファーストステージ 平成27年10月3日～平成28年3月31日

区民の皆さまに区制30周年を知っていただくとともに、区内全域でお祝いムードを高めていきます。

（2）セカンドステージ 平成28年4月1日～平成28年11月3日

30周年の記念日である平成28年11月3日までのセカンドステージでは、30周年の喜びの輪をつなげ、より大きな笑顔の輪にするために、各地域でのさらなる

盛り上げに加え、区民の皆さまのご提案、ご参加による新たなイベントの創出で、スペシャル感を演出します。

(3) ファイナルステージ 平成28年11月4日～平成29年3月31日

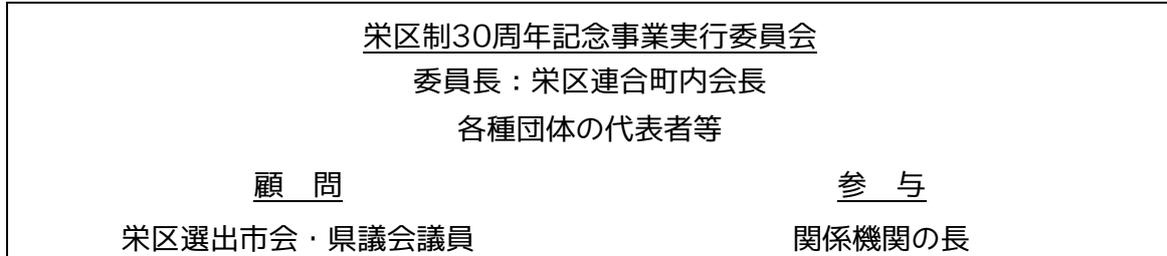
500日間を閉めるファイナルステージでは、栄区への愛着、未来への希望を感じ、これからのより良い栄区、楽しい栄区、明るい栄区に向けて、メッセージを発信していきます。

なお、事業期間となるオープニングイベントまでの期間をプレステージとし、各地域のイベントを通じて、これから始まる500日間への期待感を盛り上げていきます。

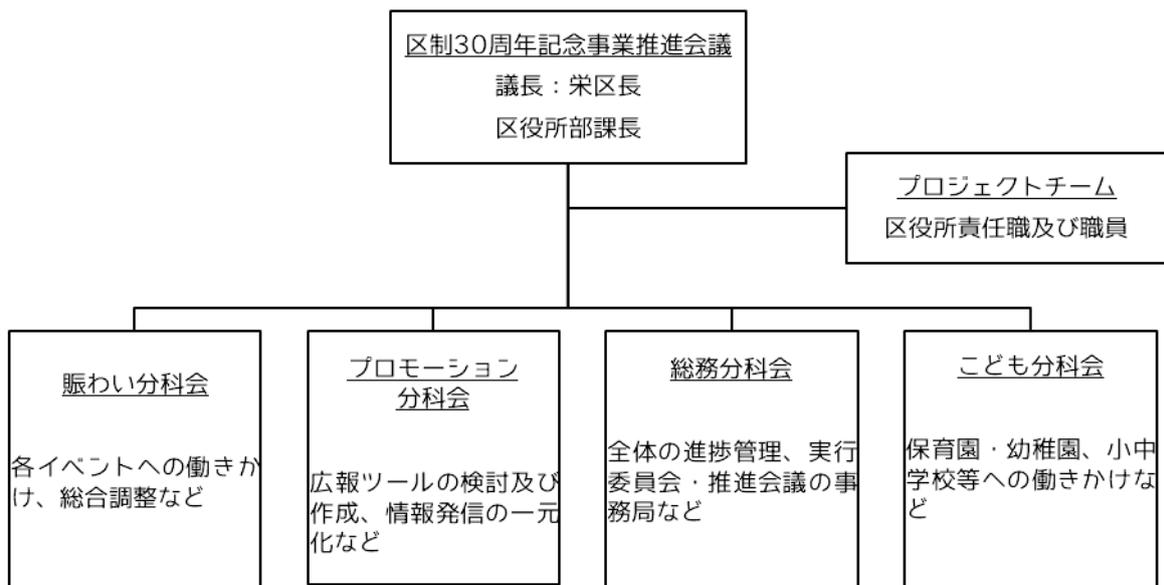


2 実施体制

1 実行委員会

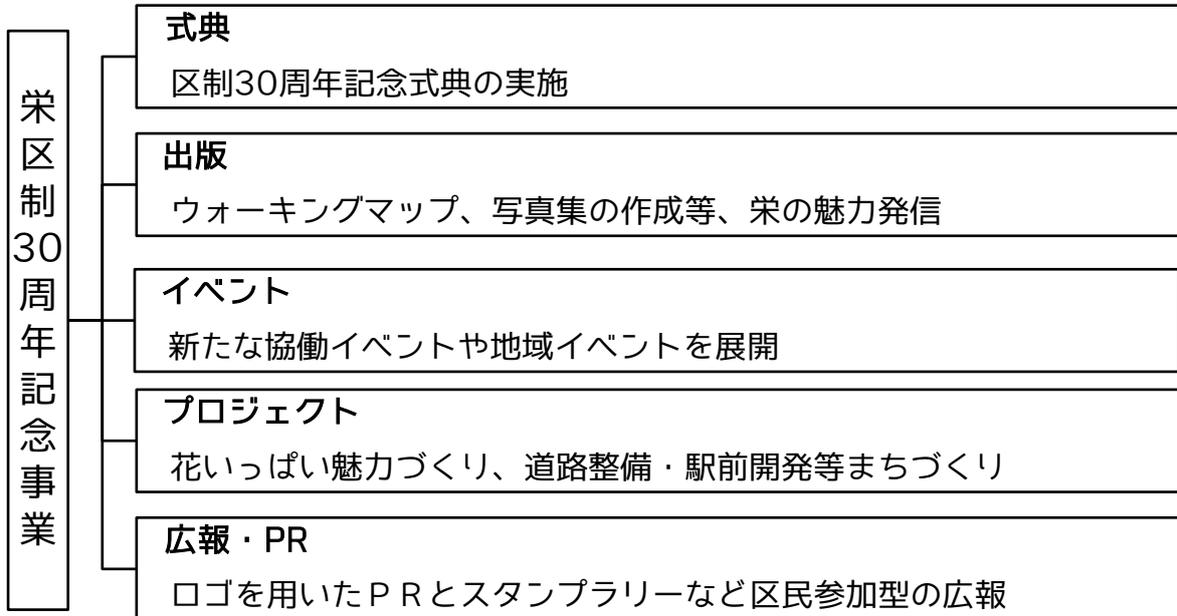


2 事務局

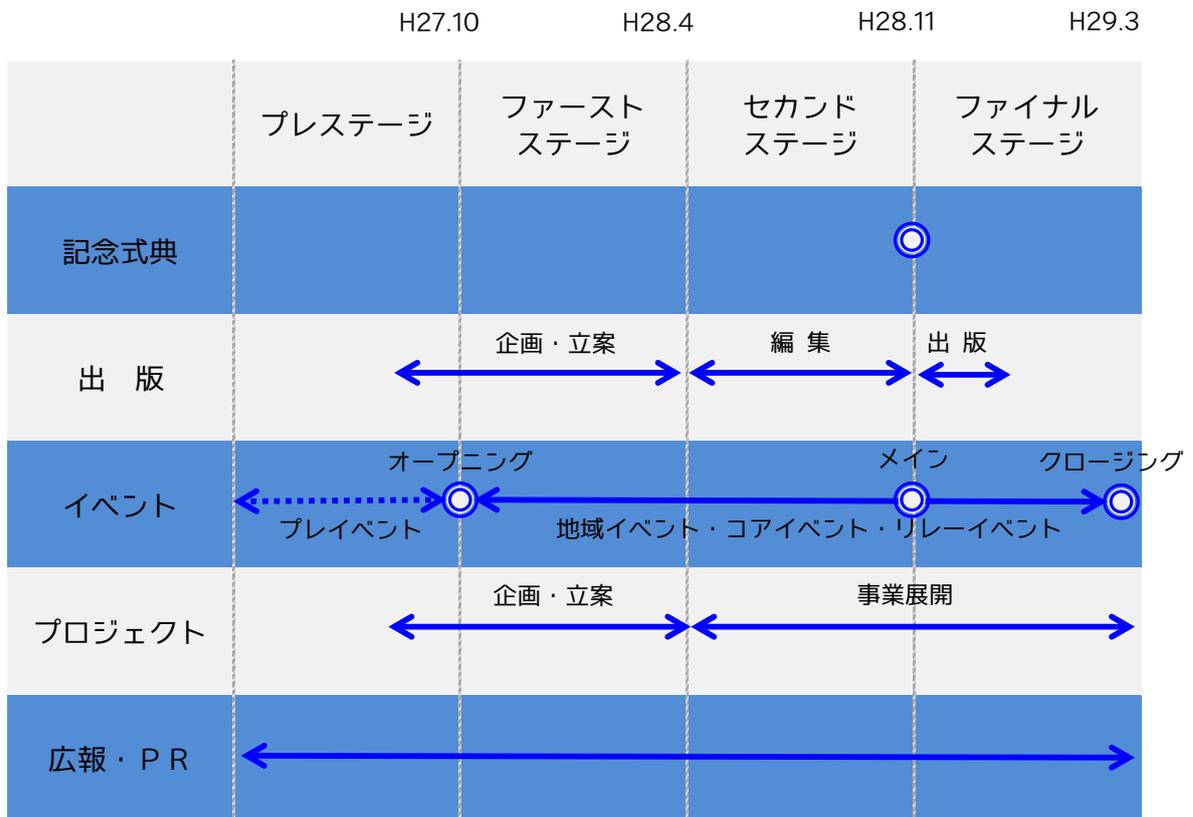


3 30周年記念事業

1 事業構成



2 事業展開



4 イベント

1 目的

栄でわくわく♪

- 「感謝・つながり・夢」をテーマに、
- ・ふるさと栄への愛につながる
 - ・地域発、地域の輪、人の和、栄がにつながる
 - ・3世代がにつながる
 - ・未来へつながる

ららら 栄♪

栄 るるる♪

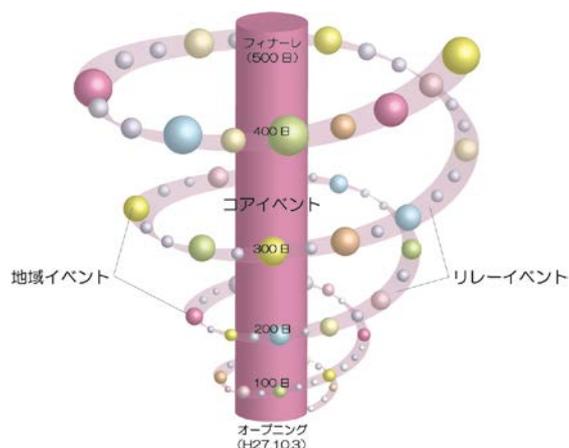
という考え方の基、すべての栄区民の皆さまが参加し、栄を楽しむイベントを展開します。

2 展開

栄区制30周年という記念すべき年に、地域で行われる様々なイベントや行事を中心に、栄区民一人ひとりの心をつなぎ、そして、区を挙げて30周年を祝い、盛り上げていきます。

何といたってもイベントの主役は、区民の皆さま、地域の皆さまです。

すべての区民の皆さまが参加し、栄を楽しむイベントを区内全域で展開します。



(1) プレイイベント (平成27年10月2日以前)

平成27年10月の30周年オープニングイベントに先立ち、プレイイベントを行うことで、記念ムードとこれから始まる500日間への期待感を高め、区内全域で盛り上げていきます。

(2) 地域イベント

～みんなで参加、みんなが主役、栄区中でおめでとう♪～

地域イベントは、まさに30周年記念イベントの中心とも言えるお祝いイベントです。

日頃、各地域で行われている運動会、盆踊り、敬老のつどい、どんど焼きなど様々なイベントや行事を通して、30周年を祝い、盛り上げます。

- 
- ・既存イベントに「栄区制30周年記念」の名称やロゴマークを付ける
 - ・+αの一工夫で、お祝い感を演出する
 - ・新たなイベントを企画する
- 等、区民の皆さまの参加で、たくさんの喜びの輪をつくっていきます。

(3) リレーイベント

～栄区の未来に向けて、つなげる、つながる500日！～

500日間を通して開催される一連のイベントに継続性、ストーリー性を持たせ、時と場所を越え、区民の皆さまの温かな和、喜びの輪をつなぐイベントとして、リレーイベントを展開します。

すべてのイベントは、栄区への愛着、そして、希望の未来に続きます。

(4) コアイベント

～喜びの輪を広げよう！栄区ってやっぱりいいね♪～

多くの区民の皆さまが集い、栄の魅力に触れ、栄を楽しむ30周年ならではのシンボルイベントをコアイベントとして位置付けます。

500日間を通して、発信力・動員力のあるイベントを絶え間なく開催し、地域イベントの喜びの輪を広げ、30周年をさらに盛り上げていきます。

- ・既存イベントは、装いを新たに、より心に残り、心に響くイベントとして展開する
- ・区民の皆さまのご提案の基、未来へつなぐ新たなイベントを実施するなど、区民の皆さまのもっと自慢の栄区に、もっと大好きな栄区につなげます。

(5) セレモニー

栄区の歴史とともに歩んできた各種団体の皆さまの節目を祝う記念式典等で、その喜びを未来につなぎます。

5 広報・PR

1 展開

区制30周年を区民の皆さまと祝い、また、30周年の数々の感動や栄の魅力、そして、ふるさと栄を愛する想いを未来につないでいくために、広がりをもった広報活動を展開します。

	H27.10	H28.4	H28.11	H29.3
	プレステージ	ファースト ステージ	セカンド ステージ	ファイナル ステージ
事業計画発表	1st ◎	2nd ◎	Final ◎	
ロゴマーク	決定 ◎	普及		
30周年 啓発用グッズ	うちわ等			
ポスター				
バナーフラッグ				
イベントラリー				
横断幕				

2 ログマーク

区制30周年記念事業のテーマである「感謝・つながり・夢」を象徴するとともに、500日間で行われる記念事業の祝祭感・一体感を創出するために30周年記念ロゴマークを作成しました。

(1) デザイン



(2) コンセプト

「もっと栄が好きになる」

この言葉には、豊かな自然の恵みや先人たちへの感謝の気持ちを忘れずに、そして、30周年記念事業を通し、世代、地域を越えて、区民一人ひとりのつながりや絆を深め、さらに、栄を好きになってほしいという願いが込められています。

この願いを形にしたロゴマークのハートには、ふるさと栄への愛着、また、タッチーくんの凜とした立ち姿には、愛らしさだけでなく、次代を担う子供たちの夢や希望が表現されています。

(3) 使用目的及び使用方法

ロゴマークは、栄区制30周年を祝い、盛り上げ、栄区全体の一体感を創出するために使用します。イベントなどでの看板の掲出、チラシ・資料などの印刷物への刷り込みなどで、プレイベントからご活用いただき、区内全域に喜びの輪を広げていきます。



ファーストステージ事業計画
～平成28年3月31日

広報・PR

1 30周年啓発用グッズ

栄区制30周年を区民の皆さまと祝い、思い出に残る500日とするために、各地域で行われる様々なイベントでご活用いただける30周年啓発用グッズを作成します。

地域イベントに彩りを添える啓発用グッズをご使用いただき、栄区中のお祝いの思いをつないで、喜びの輪を広げましょう。

(7月中作成予定) うちわ

また、あわせて、ロゴマークを使用した30周年PR名刺を作成します。地域、各種団体の皆さまにご活用いただき、30周年を盛り上げましょう。

2 ホームページ・広報よこはま

栄区のホームページに「栄区制30周年記念事業」のページを開設しました。ここでは、30周年にまつわる様々なイベントの内容や日程、事業の進捗状況をお知らせするほか、イベントの様子を掲載するコーナーや栄の歴史・魅力を発信するコーナーを設けます。また、区民の皆さまから30周年にちなんだ写真やメッセージを募集し、掲載するコーナーなどを新設します。

広報よこはま8月号の特集記事では、30周年記念事業をとりあげるとともに、29年3月までの間、30周年に関連するコラムを継続的に掲載し、区民の皆さまに楽しんでいただける情報を積極的に発信します。

ファーストステージ事業計画

○地域における賑わいづくりについて

○イベントの実施について

○広報・PRについて

7月の実行委員会において、詳細をお示しします。

栄区制 30 周年賑わい部会の設置について

平成 28 年 11 月 3 日に栄区は、区制 30 周年という大きな節目を迎えます。

栄区制 30 周年記念事業は、これまで栄区を築いてきた先人たちのへ感謝、今の私たちのつながりと次代を担う世代へつなげていくこと、そして、栄区の将来への夢をテーマに、多くの区民の皆様の参画により展開していきます。

展開にあたっては、規模の大小を問わず、各地区での様々な行事やイベントを積み重ね、区民全体の一体感の醸成につなげます。

そこで、栄区の賑わいづくりについて検討していくことを目的として、栄区制 30 周年記念事業実行委員会の下に「栄区制 30 周年賑わい部会」を立ち上げます。

区民の皆様お一人おひとりが区制 30 周年の盛り上げに様々な形で参加し、喜びを分かち合えるよう、地域の皆様と一緒に考えながら、賑わいづくりを推進していきます。

1 栄区制 30 周年賑わい部会員について

別紙（裏面）のとおり

2 平成 27 年度第 1 回栄区制 30 周年賑わい部会の開催について

(1) 日時

平成 27 年 7 月 7 日（火）午後 4 時～5 時

(2) 会場

栄区役所新館 4 階 8 号会議室

栄区制 30 周年賑わい部会員名簿（敬称略）

ご所属	お名前	備考
豊田連合町内会自治会	横川 恵	事務局長
笠間連合町内会自治会	石山 俊雄	事務局長
小菅ヶ谷連合町内会自治会	関根 佐代子	副会長
本郷中央連合町内会自治会	桑川 賢二	事務局長
本郷第三連合町内会	本間 和男	事務局長
上郷西連合町会	黒木 さち子	事務局長
上郷東連合町会	未 定	
栄区体育協会	清水 正美	副会長
	白川 正信	総務委員長兼事務長
	三谷 ときわ	交流委員長
栄区文化協会	風間 聰彦	会長
	瀬畑 久美子	副会長
	東 光菊	音楽・芸能事業部副事業部長
栄区商店街連合会	廣田 優	副会長
	岩崎 武司	副会長
栄区社会福祉協議会	飯島 敏子	事務局長
	塩嶋 富美子	事務局次長

プレイベントの盛り上げについて（ご依頼）

日頃から栄区制 30 周年の盛り上げにご協力いただき、誠にありがとうございます。ご報告いたします。

既に多くのイベントに栄区制 30 周年を記念する取組としてご参加いただいておりますが、引き続き地域の運動会や夏祭り、敬老のつどいなどの他、規模の大小に関わらずさまざまなイベントに「栄区制 30 周年記念」の名称、ロゴマーク、啓発グッズを活用していただき、より一層の盛り上げをお願いいたします。

（1）「栄区制 30 周年記念」名称の活用について

平成 27 年 10 月 2 日以前に行われる「プレイベント」に関して、「栄区制 30 周年記念」を名称として使用する際の取り扱いは次のとおりとしましたので、ご報告します。プレイベント以降も、引き続き名称の積極的なご使用をよろしくお願いいたします。

【名称使用の届出方法】

（1）届出内容

「イベント名」「内容」「実施日」「実施場所」について届出書（別添 1）に記載します。

（2）届出先

栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局（栄区役所総務課）

（3）名称の形式

「栄区制 30 周年記念」を基本として、「栄区 30 周年」「祝 栄 30 周年」「栄区 30 周年記念」など、栄区制 30 周年が伝わる形でご自由にお使いください。
※ 6 月 23 日時点のプレイベント一覧は別添 2 のとおりです。名称使用の届出をいただいたイベントについては、栄区役所ホームページ上に掲載いたしますのでご連絡ください。

（2）栄区制 30 周年記念ロゴマークの活用について

この度、栄区制 30 周年記念ロゴマークが完成いたしました。プレイベントから積極的にご活用ください。ロゴマークの取得方法は次のとおりとなります。

【ロゴマークの取得方法】（(1)または(2)のいずれか）

※ ロゴマーク使用にあたっては、届出は不要です。

（1）栄区役所ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/>）上からダウンロードします。

（2）栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局（栄区役所総務課）で CD-R によるデータをご用意いたします。事務局までお申し出ください。

※ 使用にあたっては、資料「議事 1」の「栄区制 30 周年記念ロゴマーク使

用取扱要綱」及び「栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」をお読みください。

(3) 栄区制 30 周年記念用啓発グッズについて

夏のイベント等で盛り上げにご活用いただけるように、7月中旬までに啓発グッズとして「うちわ」を作成する予定です。啓発グッズについては、7月実行委員会で改めてご報告いたします。

「栄区制 30 周年記念」名称使用届出書

平成 年 月 日

栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
氏名
住所
電話
E-mail

次の行事等について、「栄区制 30 周年記念」名称を使用したいので届出します。

届出内容

イベント名	
イベント内容	
実施日	
実施場所	
使用目的	該当する使用目的にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> パンフレット等配付印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> その他 ()

栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局 (栄区総務課内)

T E L : 045-894-8430

F A X : 045-895-2260

E-mail : sa-somu@city.yokohama.jp

栄区制30周年記念プレイベント一覧

(2015年6月23日現在)

日程	名称・場所	内容
5月16、17日	第19回本郷地区センターまつり 本郷地区センター	作品展示・即売、ミニステージ、屋台等
5月17日(日)	第32回ミニリンピック 本郷中学校	本郷中央連合地区の大運動会
5月23日(土)	あらかるとコンサート 栄公会堂	ハーモニカ、合唱、琴、フォルクローレ、 オカリナなど
5月23日(土)	第14回 わ〜くわくまつり わ〜くくらぶ・さかえ	製品販売、手芸体験、日用品バザー、 喫茶、ゲーム、コンサートなど
5月29日(金)	栄区防災講演会 水害・土砂災害に備えて 栄公会堂	水害・土砂災害に関する講演会
6月6日(土)	公田保育園運動会 公田保育園	園児・保護者が参加する運動会
6月7日(日)	第26回豊田連合町内会自治会運動会 長沼スポーツ広場	豊田連合町内会自治会による運動会
6月17~19日	栄区あじさい展 栄公会堂	紫陽花に関する各種作品の展示
6月20日(土)	ミセコン脳トレ イトーヨーカ堂桂台店	音楽・芸能コンサート+脳の活性化運動。湘南桂台周辺地域活性化の自治会協働イベント
6月21日(日)	栄区民バドミントン大会(第29回ダブルス戦) 栄スポーツセンター	バドミントンの区民大会
7月1~7日	桂山公園こどもログハウス「七夕イベント」 桂山公園こどもログハウス	①短冊と折紙で七夕飾りを作る ②紙コップを使って七夕の吹流しを作る
7月3日(金)	第65回「社会を明るくする運動」講演会 栄区役所	講演テーマ：子どもの心を育てる ネット・スマホのトラブル防止のためにできること
7月5日(日)	第16回栄区少年少女剣道大会 栄スポーツセンター	団体戦及び個人戦
7月5日(日)	七夕飾り・わんこソーメン流し・竹工作 本郷ふじやま公園	母屋縁側の七夕飾りを見ながら、わんこソーメン流しと竹工作(主に短冊飾り)の体験
7月5日(日)	第22回豊田地区シニアクラブ連合会文化福祉大会 豊田地区センター	健康と生きがい・絆づくりを推進するクラブ活動の功績者表彰
7月9日(木)	第29回ペタンク大会 本郷台公園	
7月9日(木)	栄区災害時要援護者講演会 栄区役所	講師：折腹実己子氏 テーマ：東日本大震災における福祉避難所活動 ~災害時要援護者を支える日頃の備え~
7月11、12日	劇団ぽかぽか第19回公演「風わたる」 栄公会堂	劇団ぽかぽかによる演劇(脚本：木暮寿子、演出：団のぼる、音楽：山崎美奈子)
7月14日(火)	飯島保育園夏祭り 飯島保育園	園児・保護者が参加する運動会夏祭り
7月14日(火)	コールやざわ Concert2015 栄区民文化センターリリース	女声合唱
7月16日(木)	桂台保育園夏のおたのしみ会 桂台保育園	園児・保護者・地域の親子が参加する夏祭り タッチーくんが栄区音頭などに参加
7月18日(土)	本郷台アオソラマルシェ 本郷台駅前広場	地元野菜の直売、地元農産物を使った模擬店、ストリートライブなど
7月18~20日	栄区こどもキャンプ 横浜市少年自然の家赤城林間学園	赤城林間学園で2泊3日。群馬県昭和村の子供たちと交流し、自然や文化を体験する
7月18~22日	カヤック体験教室 本郷中学校	さかえスポーツくらぶによる、カヤックの体験教室
7月25日(土)	ミセコン脳トレ イトーヨーカ堂桂台店	音楽・芸能コンサート+脳の活性化運動。湘南桂台周辺地域活性化の自治会協働イベント
7月25、26日	鍛冶ヶ谷町内会夏祭り盆踊り大会 鍛冶ヶ谷西公園	盆踊り、花火、模擬店、お菓子の配布等
7月25、26日	上郷西連合町会夏祭り盆踊り大会 いの山公園	盆踊り
7月26日(日)	第24回「栄フィルによる夏休みコンサート」 栄公会堂	子供を中心に区民が本格的な音楽に親しみ、音楽文化への興味を深める機会を提供
7月29日(水)	食中毒予防キャンペーン 本郷台駅前広場	食品衛生クイズ、地元産野菜のプレゼント、子供お楽しみコーナー、食育コーナーなど
8月1日(土)	日帰りファミリーキャンプ 上郷森の家	野外炊事とさわやかスポーツ
8月1、2日	納涼盆踊り大会 笠間町公園	模擬店など多数
8月1、2日	第38回桂山まつり 桂山公園	フローラ桂台自治会・桂台自治会・桂台団地自治会・湘南桂台自治会の合同主催

8月2日(日)	横浜栄区民吹奏楽団カジュアルコンサート2015! 栄公会堂	吹奏楽演奏
8月5、6日	苦手克服教室 本郷小学校	さかえスポーツくらぶによる、鉄棒、跳び箱、 マット運動などの教室
8月8、9日	翠風荘オープンデー 翠風荘	近隣の方々や子育て世代に翠風荘を知る 機会を提供し、世代間交流のひとときを持つ
8月10、11日	苦手克服教室 本郷小学校	さかえスポーツくらぶによる、鉄棒、跳び箱、 マット運動などの教室
8月15日(土)	ミセコン脳トレ イトーヨーカ堂桂台店	音楽・芸能コンサート+脳の活性化運動。湘南桂台周辺地域活性化の自治会協働イベント
8月21日(金)	栄区・鎌倉合同カラオケ大会 栄公会堂	
8月22日(土)	コープ野村本郷台「夏祭り」 平島公園	すいか割り、ビンゴ大会、抽選会、 和太鼓演奏、民謡など
8月23日(日)	親子の防災イベント 桂台地域ケアプラザ	イザという時に役立つ防災訓練を、ゲーム 体験を通して実践的に行う
8月23日(日)	リリスの大冒険 栄区民センターリリス	夏休みに開催する、リリス全館を使った 親子向けイベント
8月30日(日)	第29回更生バザー 栄区役所	犯罪や非行のない明るい社会づくりの活動を啓発
9月4日(金)	女性部会映画会 栄公会堂	
9月5日(土)	次世代交流ステーションまつり さかえ次世代交流ステーション	ステーションと地域が繋がるイベントを開催。 模擬店やステージ発表など
9月10日(木)	第29回ゲートボール大会 小菅ヶ谷スポーツ広場	
9月12、13日	第9回上郷地区センターまつり 上郷地区センター	展示・講演・体験 普段練習で使用している団体の発表等
9月19日(土)	ミセコン脳トレ イトーヨーカ堂桂台店	音楽・芸能コンサート+脳の活性化運動。湘南桂台周辺地域活性化の自治会協働イベント
9月20日(日)	本郷中央地区 敬老のつどい 栄公会堂	本郷中央連合地区の敬老会 セレモニーやアトラクションなど
9月20日(日)	第3回本郷第三ふれあいスポーツまつり 本郷小学校	子供たちから年配の方まで、楽しみながら体力の向上を図る ことを目的とした、お祭りを兼ねた運動会
9月21日(月)	上郷西地区 敬老の集い 上郷中学校	上郷西連合地区の敬老会
9月27日(日)	アンサンブル・パストラーレ第34回定期演奏会 栄公会堂	マンドリンコンサート

栄区制30周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、栄区制30周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、栄区が区制30周年を迎える記念の年にふさわしい各種事業を実施することを目的とする。

(役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 記念事業の普及・啓発、区民の参加意識の盛り上げに関すること。
- (2) 記念事業の実施に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる団体等の構成員をもって組織する。

2 委員会には、委員、顧問、参与を置く。

(理事)

第5条 委員会に理事を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- 2 理事は、委員の互選により選出する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務の運営上必要な事項を審議、検討を行う。
- 4 理事は、緊急、軽微な案件について、第3条に挙げた役割を行うことができる。この場合、次に開催される委員会においてその旨を報告することとする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 役員は、理事の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を招集し、議長となるほか、会務全般を掌握する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のある時は、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を行う。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- (1) 理事会は理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成員の任期)

第9条 構成員の任期は、栄区制30周年記念事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて開催する。

(顧問、参与)

第11条 顧問及び参与は、委員会の求めに応じて必要な助言等を行う。

(財務)

第12条 委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

ただし、平成26年度の会計年度は、施行日をもって始めるものとする。

(事務局)

第13条 事務局は、栄区役所総務課内に置く。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、平成27年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月24日から施行する。

栄区制 30 周年記念事業実行委員会規約 新旧対照表

旧	新
<p>第 5 条 委員会に理事を置く。</p> <p>(1) 理 事 10 名以上 15 名以内</p> <p>2 理事は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 理事は、理事会を組織し、会務の運営上必要な事項を審議、検討を行う。</p>	<p>第 5 条 委員会に理事を置く。</p> <p>(1) 理 事 10 名以上 15 名以内</p> <p>2 理事は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 理事は、理事会を組織し、会務の運営上必要な事項を審議、検討を行う。</p> <p>4 理事は、緊急、軽微な案件について、第 3 条に挙げた役割を行うことができる。この場合、次に開催される委員会においてその旨を報告することとする。</p>